



平成27年4月28日

各 位

会 社 名 株式会社 守谷商会
代表者名 代表取締役社長 伊藤 隆 三
(JASDAQ・コード番号 1798)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 町田充徳
(電話 026-226-0111)

定款一部変更及び社外取締役候補者、社外監査役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、平成27年4月28日開催の取締役会において、平成27年6月19日開催予定の第61期定時株主総会に定款一部変更及び社外取締役候補者、社外監査役候補者の選任を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更

(1) 提案の理由

- ① 当社は、経営方針の意思決定の迅速化と取締役会の経営監督機能の強化ならびに業務執行責任の明確化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。これに伴い、現行定款第19条の取締役の員数を25名以内から15名以内に変更するものであります。
- ② 平成27年5月1日に施行される「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役(社外監査役でない監査役を含む)についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条の規定により、当社と業務執行を行わない取締役及び監査役(社外監査役でない監査役を含む)との間で責任限定契約を締結することができる旨を規定することとし、定款第32条(取締役の責任免除)及び、定款第44条(監査役の責任免除)を変更するものであります。

また、会計監査人につきましても上記と同様の理由により定款第49条(会計監査人の責任免除)の一部を変更するものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

- ③ 平成27年5月1日に施行される「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、補欠役員の予選に関する規定の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第1条～第18条 (条文省略)	第1条～第18条 (現行どおり)
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>25名</u> 以内とする。	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>15名</u> 以内とする。
第20条～第31条 (条文省略)	第20条～第31条 (現行どおり)
(取締役の責任免除) 第32条 当社は、 <u>取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>	(取締役の責任免除) 第32条 当社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u>
(新 設)	2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、 <u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第33条～第37条 (条文省略)	第33条～第37条 (現行どおり)
<u>第37条の2</u> <u>会社法第329条第2項</u> に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	<u>第38条</u> <u>会社法第329条第3項</u> に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
<u>第38条～第43条</u> (条文省略)	<u>第39条～第44条</u> (現行どおり)

<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第44条</u> 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金480万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第45条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p><u>第45条～第48条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第46条～第49条</u> (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p><u>第49条</u> 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金3,800万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p><u>第50条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p><u>第50条～第53条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第51条～第54条</u> (現行どおり)</p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月19日(金) 予定
定款変更の効力発生日 平成27年6月19日(金) 予定

2. 社外取締役候補者の選任

(1) 社外取締役候補者の氏名及び略歴

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当社株式数
こ 出 貞 之 (昭和 22 年 6 月 18 日生)	昭和 45 年 4 月 株式会社八十二銀行入行 平成 12 年 6 月 同行執行役員企画部長 平成 14 年 6 月 同行常務執行役員諏訪支店長 平成 16 年 6 月 同行常務取締役 平成 19 年 6 月 同行代表取締役副頭取 平成 23 年 4 月 長野経済研究所理事長 平成 25 年 6 月 株式会社電算監査役 (現任)	0 株

※小出貞之氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。

(2) 社外取締役候補者選任の理由

小出貞之氏は、長年に亘り八十二銀行株式会社の経営に携わられ、そこから得られた豊富な経営経験と幅広い見識等を活かして、当社の経営の透明性、客観性及びコーポレート・ガバナンスの向上等についてご指導いただくため社外取締役として選任をお願いするものです。

3. 社外監査役候補者の選任

(1) 社外監査役候補者の氏名及び略歴

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当社株式数
と き ざ わ 裕 (昭和 50 年 1 月 28 日生)	平成 14 年 12 月 田上公認会計士事務所入所 平成 19 年 12 月 税理士登録 平成 20 年 10 月 東京中央税理士法人設立 東京中央税理士法人取締役就任 平成 23 年 9 月 東京中央税理士法人取締役辞任 平成 23 年 10 月 鵜沢会計事務所東京事務所所長 (現任) 平成 25 年 9 月 株式会社高見沢監査役 (現任)	0 株

(2) 社外監査役候補者選任の理由

鵜沢裕氏は、長年に亘る税理士業務を通して培われた豊富な知識と経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものです。

以上